

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者名称	一般社団法人姫路市医師会
事業者所在地 (連絡先)	姫路市西今宿三丁目7番21号 TEL (079) 295 - 3300 FAX (079) 295 - 3309 URL https://www.himeji-med.or.jp
代表者	会長 國部 伸也
設立年月日	昭和22年11月18日

2. 事業所

事業所名称	一般社団法人姫路市医師会
事業所番号	2874000215
事業所所在地 (連絡先)	姫路市西今宿一丁目3番34号(姫路市医師会館南館2階) TEL (079) 295 - 3370 FAX (079) 295 - 3379 E-mail houmon@himeji-med.or.jp
責任者	管理者 森崎 亮子
開設年月日	平成12年4月1日
サービス提供地域	姫路市全域

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

事業者が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、この事業に係わる介護支援専門員と看護師およびその他の従事者が、緊密な連携を保ち、適切な在宅介護支援計画を作成することを目的とします。

(2) 運営方針

ア 介護支援専門員は、在宅介護サービスを本人や家族の希望などを踏まえ、公平中立にサービス利用計画を作成します。

イ 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービス機関と緊密な連携を図ることにより、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※但し、祝日、8月15日、12月29日～翌年1月3日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 ※営業時間以外は、080-3608-5443で24時間対応いたします。 (但し緊急時のみ)

5. 事業所の職員配置

職種	職務内容	人数
管理者 (主任介護支援専門員)	介護支援専門員等の管理及び要介護者等の介護支援計画の作成をはじめ、要介護者等の利用の申込みに係わる調整および業務の実施状況の把握その他の管理を行う	1名
主任介護支援専門員	要介護者等の介護支援計画の作成および関係機関	3名
介護支援専門員	との連携に努める	1名

6. 介護支援サービスの提供方法、内容等

(1) 提供方法

要介護者等の介護度および生活環境等を考慮のうえ介護支援計画を提供します。

(2) 内容

介護支援専門員は課題分析表をもって介護支援計画を作成します。ただし、要介護者等の実情を考慮し、必要があれば変更が可能とします。

計画作成後、1回/月毎に要介護者を訪問して評価します。

その際に変更等が必要な場合は、担当者会議を実施し、介護支援計画の見直しを行います。

担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、相談のうえ可能な限り対応します。

7. 利用料およびその他の費用（別紙参照）

(1) 居宅サービス計画作成の報酬

指定居宅介護支援の規程に基づく額とします。

(2) 居宅サービス事業者との連絡調整手数料

指定居宅介護支援の規程に基づく額とします。

(3) 給付管理業務の報酬

指定居宅介護支援の規程に基づく額とします。

(4) 要介護認定等の申請援助の報酬

指定居宅介護支援の規程に基づく額とします。

8. 相談及び苦情窓口

相談及び苦情の申し立て、あるいはお問い合わせは次のとおりとします。

事業所	一般社団法人姫路市医師会 受付時間： 8時30分～17時30分（営業日のみ） 連絡先： TEL（079）295－3370 担当者： 管理者 森崎 亮子
市町及び国保連合会	姫路市介護保険課 連絡先： TEL（079）221－2923 兵庫県国民健康保険団体連合会 連絡先： TEL（078）332－5601

9. 契約時の説明等

(1) 事業所の紹介と選定理由

利用者やその家族は、介護支援専門員に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

また、当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた選定理由の説明を求めることができます。

(2) サービス利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなります。

10. 医療との連携

利用者が病院等に入院する必要がある場合は、入院時の療養及び退院後の在宅療養への円滑な移行を支援するため、利用者やその家族は、担当の居宅介護支援事業所（介護支援専門員の氏名）及び連絡先を病院等へ伝え、利用者に係る必要な情報の提供に協力する必要があります。

11. 他機関との各種会議等

他機関との各種会議等を実施する際は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドラ

イン」等を参考にし、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施する場合もあります。

1 2. 虐待防止のための措置

- (1) 虐待の防止の指針に基づき対策を行います。
- (2) 虐待の発生または再発を防止する対策を講じるための研修を行います。

1 3. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 契約の終了及び解除

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所又は入院した場合
- (2) 要介護認定が受けられなかった場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) その他

ア 利用者やその家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や、留意事項にある禁止行為、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメ

ント行為などにより、当事業所及び 介護支援専門員の通常の業務遂行に支障がでて
いると判断した場合には、姫路市介護保険課及び、地域包括支援センターへ相談を行
い、書面にて通知を行い、契約を解除するものとします。

イ 以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合は契約を解除
するものとします。

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、手を払いの
ける等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動 等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為 等）

1 6．秘密の保持

- (1) 事業者は、業務中に知り得た利用者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく
第三者に漏らしません。
- (2) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了後においても継続します。
- (3) 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合や、利用者に係る他の居宅サービス事業
所等と連携を図る場合には、利用者やその家族等の同意を得た上で、その情報を用いる
ことができます。

1 7．サービス提供の記録

利用者のサービス計画、その実施状況に関する書類等は5年間保存します。

利用者及びその家族は、事業者に対して保存されているサービス計画及びその実施状況
に関する記録について手数料を納付して開示請求することができます。

1 8．緊急時等における対応

サービス提供中に、利用者に体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに
主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者や家族等が予め指定・希
望する連絡先にも連絡します。

1 9．損害賠償責任

事業者は、利用者に対するサービスの提供において、自己の帰すべき事由により利用者
に損害を与えた場合は、損害賠償を行います。

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険

20. 留意事項

(1) 介護支援専門員の禁止行為

介護支援専門員はサービスの提供にあたって、次に該当する行為を禁止します。

- ア 主治医の指示に基づかないなどの不必要な介護支援サービスの提供
- イ 利用者又はその家族等の金銭あるいは物品の授受
- ウ 利用者の家族等への介護支援サービスの提供
- エ 利用者又はその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
- オ その他、利用者又はその家族等への迷惑行為

(2) 利用者及びその家族等の禁止行為

利用者及びその家族等は、サービスの提供を受けるにあたって、次に該当する行為を禁止します。

- ア 介護支援専門員等の身体に危害を及ぼす行為
- イ 介護支援専門員等の尊厳や人格を言動や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為
- ウ 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為
- エ 悪質なクレームやストーカー行為
- オ 事業者または事業所の運営に支障を与える行為
- カ 訪問時の飲酒・喫煙
- キ カメラやスマートフォン等で職員の容姿や容態を撮影するなど、職員のプライバシーを侵害する行為
- ク その他、介護支援サービスの提供を困難にする行為

21. 身分証明証の携行

担当介護支援専門員は身分証明証を携行し、訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはいつでも提示します。

22. 重要事項説明書の変更

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、利用者又はその家族へ書面をもって説明し同意を得るものとします。

同意書

令和 年 月 日

当事業者は、本書面に基づいてご利用者にサービス内容及び重要事項について説明しました。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について
ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。
イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

【事業者】 名 称 一般社団法人姫路市医師会
住 所 姫路市西今宿三丁目7番21号
代 表 会長 國部 伸也 印

【事業所】 名 称 一般社団法人姫路市医師会
住 所 姫路市西今宿一丁目3番34号
説明者 管理者 森崎 亮子 印

説明場所／時間 ・利用者宅 ・その他 () / 時 分

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から説明を受け、確認、同意しました。

〈利用者〉氏名： _____ 印

〈住 所〉姫路市 _____

〈代理人〉氏名： _____ 印

〈住 所〉 _____

〈利用者との続柄〉 _____